

# 公的統計マイクロデータの利活用における匿名化措置のあり方について

中央大・経済 伊藤 伸介

わが国では、2016年12月に「官民データ活用推進基本法」が施行され、オープンデータ及び統計データの活用のさらなる推進を図ることが期待されている。また、2017年には、統計改革推進会議が設置され、EBPM (=Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) を指向する形で、匿名データやオンサイト利用を含む公的統計マイクロデータの作成・提供のあり方に注目が集まっている。

ところで、公的統計マイクロデータの作成・提供にあたっては、個人情報秘密保護に関する統計法制度的な措置および技術的な措置が施される。それは、具体的には、統計法において個人情報を位置付けた上で、その定義に基づいてマイクロデータの提供が可能になるための法解釈と制度上の整備を行い、さらにはマイクロデータを作成・提供するための統計技術的な方策を探ることだと言える。

わが国では、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて、匿名データの作成・提供及び個票データ(調査票情報)の提供が進められてきた。匿名データにおいては、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)(以下『ガイドライン』)」に基づいて、匿名データの利用申請が行われるだけでなく、匿名データの利用者の範囲や利用目的の明確化が求められてきた。さらに、公的統計の匿名データの作成・提供においては、このような個人情報の保護に関する法的制度的な措置に加えて、マイクロデータに対する様々な匿名化技法が適用される。匿名化技法は、リコーディングやトップ(ボトム)・コーディングといった非攪乱的な手法とノイズの付加、スワッピングといった攪乱的手法(パータベーション)に大別されるが、わが国の匿名データの作成においては、『ガイドライン』を踏まえた形で、主として非攪乱的な手法が用いられてきた。他方で、わが国で公的統計マイクロデータの作成・提供に関するさらなる展開を図ろうとすれば、攪乱的手法の実用性を追究することも求められる。

個票データに関しても、調査票情報の作成・提供に関する手続き上のルールを詳細に記載した「統計法第33条の運用に関するガイドライン(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)」に基づき、学術研究目的を指向する形で、個票データの提供が行われている。他方、欧米諸国では、個票データにアクセスする資格のある研究者がオンサイト施設や大学の研究室等からのリモートアクセスを通じて個票データの分析を行った後に、審査担当者が分析結果に関する秘匿性のチェックを行う方式が採用されている。こうした状況を踏まえ、わが国においてもオンサイト施設における個票データの利用可能性についての検討が現在進められている。

わが国の公的統計のマイクロデータに関しても、秘匿性のレベルに留意しつつ、利用者のニーズも踏まえた上で、データ提供に関する様々な形態が模索されるものと思われる。その一方で、諸外国では、学術研究を指向した特定の利用者に限定したデータの提供(ex. オンサイト施設やリモートアクセスによる利用等)とオープンな形で利用可能なデータ(オープンデータ、public use file等)の公開が、明確に区別された形で行われている。本報告では、こういった海外における公的統計マイクロデータの作成・提供状況も参考にしながら、わが国の公的統計のマイクロデータにおける匿名化措置のあり方について議論していきたい。

## 参考文献

伊藤伸介(2016a)「わが国における政府統計のデータシェアリングの現状と課題」『情報管理』, Vol. 58, No. 11, 836~843頁

伊藤伸介(2016b)「諸外国における政府統計マイクロデータの提供の現状とわが国の課題」, 『中央大学経済研究所年報』第48号, 233~249頁